

前橋市空家等管理活用支援法人指定書交付式を開催します

空家等対策の推進及び空き家の利活用の促進を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第24条の規定に基づき、空家等管理活用支援法人を指定しました。

このたび、指定法人に対し指定書を交付する「空家等管理活用支援法人指定書交付式」を開催します。

空家等管理活用支援法人は、市町村と連携しながら、空き家に関する相談対応や管理支援、利活用に関する情報提供等を行う法人であり、行政だけでは対応が困難な課題に対し、民間の専門的知見やネットワークを活用した取組が期待されます。

- 1 日時 9月17日（木） 10時から11時まで
- 2 場所 市役所 4階 庁議室
- 3 出席者 市長、都市計画部長
支援法人 別紙一覧のとおり
- 4 式次第 別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先

建築住宅課 住宅政策係

電話 内線 / 3832
外線 / 027-898-6081